

ビルマの植民地化

西 澤 信 善*

広島大学総合科学部

Colonization of Burma

Nobuyoshi NISHIZAWA **

Faculty of Integrated Arts and Science, Hiroshima University

SUMMARY

Britain colonized Burma through the three Anglo-Burmese wars of 1824-26, 1852 and 1885. Britain eventually governed it as a part of India, a most important feature of the colonial rule of Burma. Burma struggled over several years to achieve its deasired separation from India. This occurred in 1937. Various colonial Problems that originally arose between Burma and Britain were shifted to the Burma-India conflict.

* 広島大学平和科学研究センター兼任研究員

** Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University.

目 次

I コンバウン王朝の崩壊

- 1 コンバウン王朝の成立・発展とインド情勢
- 2 3次の英緬戦争

II コンバウン王朝の社会

- 1 コンバウン王朝の存立基礎
- 2 コンバウン王朝の支配と統治

III 植民地体制下の支配と統治

- 1 下ビルマの支配と統治
- 2 上ビルマの併合と行政村の創出
- 3 ビルマの政治的地位の向上
- 4 印緬分離とビルマ統治法

IV 民族運動と独立

- 1 YMBA から GCBA へ
- 2 1930年代の民族運動
- 3 独立闘争

結び

I コンバウン王朝の崩壊

1 コンバウン王朝の成立・発展とインド情勢¹⁾

ビルマの最後の王朝となったコンバウン王朝は1752年、上ビルマのシュエボーから出たアラウンパヤー（Alaungpaya）によって打ち建てられた。同王朝は地名をとってコンバウン王朝、あるいは創始者の名前をとってアラウンパヤー王朝と呼ばれる。トンゲー王朝は18世紀にはいってマニプール軍の度々の侵略を受け、急速に弱体化していった。この機に乗じて下ビルマではモン族（タライン族）の動きが活発になり、下ビルマの太守を殺しみずからの王朝を樹立するに至った。そしてシリアム、プロームを落とし、1752年3月にはついにアヴァを陥落させた。この危機にさいし上ビルマのビルマ族を糾合して、モン族を打ちやぶったのがさきのアラウンパヤーである。上ビルマを平定したアラウンパヤーは遁走するモン族を下ビルマに追い、プローム、ダゴンを奪回し、さらにシリアム、ペグーの要衝を手中に収めた。かくして下ビルマは再びビルマ族の支配に服すことになった。国内を平定したアラウンパヤーは戦いの矛先を周辺地域に向け、1755年、1758年にはマニプールに侵入し、多数の捕虜を捕獲し職人あるいは騎兵として連れ帰った。またイギリス人がモン人に武器を売却している嫌疑でネグレス島に攻撃をしかけた。1760年にはテナセリウムを攻略し、次いでアユタヤに攻め入ったが堅固な守りに阻まれて結局退却を余儀なくされた。アラウンパヤーは5月その途上で没した。しかしコンバウン王朝の好戦的、拡張主義的な性格はアラウンパヤーのあとを継いで王位に就いた彼の息子たちに引き継がれた。わけてもシンビューシンはマニプールに侵入し、さらに1764-67年にはふたたびシャムに攻め入り、長期にわたる戦闘の末アユタヤを陥落させ、これを徹底的に破壊した。しかし翌1768年にはタークシンに率いられたシャム軍に奪回されている。アユタヤ攻略の目的をビルマ史家ハーヴェイ（Harvey G. E.）はその豊かな富の略奪としている。²⁾アユタヤを陥れたビルマは休む間もなく今度は逆に清朝軍の侵入に備えなければならなかった。しかしこれを撃退し1769年には和を結び、清との間に通商が復活した。この勝利はビルマに大いなる自信を植え付けさせたが、大国主義的な意識をもたせ、当時アジアを侵食しつつあったヨーロッパ勢力を過小

評価させる原因にもなった。³⁾

コンバウン王朝が最大の版図を誇ったのはボドーパヤー (Bodawpaya, 在位 1782–1819年) の時である。ボドーパヤーは1784–85年にアラカンに兵を送り、これを征服、併合した。しかしながらアラカンではビルマ族の圧政にたいして反乱が絶えなかった。そして圧政と内乱により多数のアラカン人がチッタゴンに逃げ込み、その数5万に及ぶといわれた。これがやがてイギリスとの戦争を引き起こす一因になる。ボドーパヤーも近隣諸国の征服意欲が強くシャムの攻略を試みたがこれは失敗した。

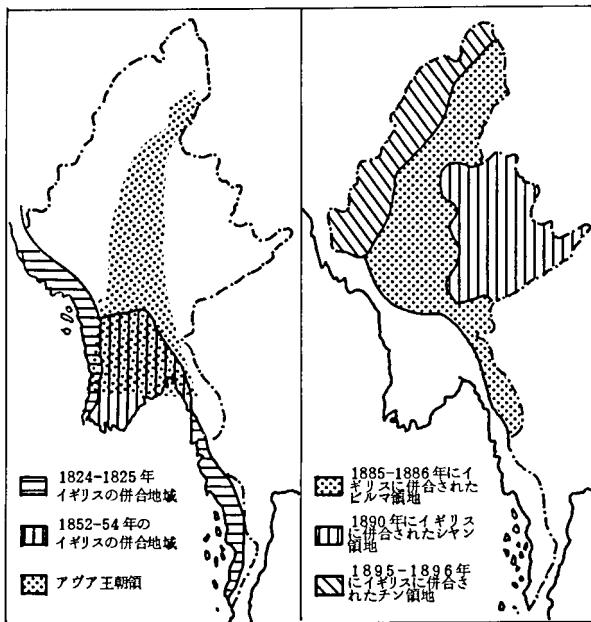
ビルマが目覚ましく領土を拡大した18世紀後半から19世紀始めにかけてのビルマ周辺の国際情勢はどのようなものであったのであろうか。まずビルマにとって最も重要な影響を与えることになったのはインドの情勢である。18世紀初頭ムガール帝国はアラウンゼブ帝の死後、内紛により弱体化しつつあったが、イギリスはこの機につけこんでインドの領土的支配を企みつつあった。当時、イギリスはこの時期に急速に勢力を拡張してきたフランスと東インドを舞台に勢力争いを演じていた。1756年にはベンガル軍はフランスの後押しによりイギリスの根拠地カルカッタを占領したが、クライヴ率いる東インド会社軍は翌57年のプラッシーの戦いでフランス・ベンガル連合軍を打ち破り、イギリスはベンガル一帯における支配権を確立した。次いでマドラス、ポンディシェリーでフランス軍を破り、インドの東海岸からフランス勢力の一掃に成功し、さらに64年のブクサールの戦いでムガール軍を再び打破り、ベンガルにおけるイギリスの地位を不動のものにした。65年にはムガール皇帝からディワニーと呼ばれる徵税、司法の民政上の権限を与えられ、政治の実権を握った。かくしてイギリスによるインド支配が開始されたのである。ベンガルを手中に収めたイギリスは知事 (Governor) を置き、その支配にあたらせた。1773年にはノース条例により統治機構の中央集権化を計り、知事を総督 (Governor General) に昇格させ、ポンベイ、マドラスをベンガル総督の管轄下に置いた。その後もイギリスの支配領域の拡張は続き、特に1773年の特許条例によって総督の権限が強化されてからは露骨な侵略政策がとられ、19世紀の初頭にはほぼ全インドがイギリスの支配下に入った。そして1833年にはベンガル総督はインド総督となり、インド総督の政府はインド政府となった

のである。イギリスの東インド会社はマレー半島にも支配の手を広げ1791年から1819年にかけてペナン、マラッカ、シンガポールを自由貿易港として手中に収めていた。

2. 3次の英緬戦争

さて再びビルマに目を転じよう。イギリスがインド全域をほぼ手中に収めた頃、ビルマではドーパヤー王からバジドー王 (Bagyidaw, 在位1819-37年) へ変わっていた。バジドー王は即位すると再び都をアヴァに戻し、直ちに侵略的な政策をとり始めた。バジドー王の拡張主義はインドで植民地領土の拡大を図りつつあったイギリスと国境周辺においていくつかの衝突事件を引き起こすことになった。さきに指摘したようにアラカンの亡命者がイギリス支配地域に逃げ込んでいた

第1図 英緬戦争とビルマの植民地化



(出所) シュトルツ著(野上裕生訳)『ビルマ 地誌・歴史・経済』東南アジア研究叢書6. 創文社 昭和49年 50ページより。

が、彼らの引き渡しをめぐって紛争が続いていた。イギリスとの対立はバジドーが王位に就いてから一層加速された。すなわち、1819年ビルマ軍はマニプールおよびアッサムに侵入し、略奪の限りを尽くした。さらに1823年にはビルマ軍がシンマピュージン島を襲撃する事件が起きた。これらの出来事はイギリスを著しく刺激し、両者の対立は一触即発の状態になっていた。そして1824年のビルマ軍のイギリス保護領カチャールへの侵入が直接的な契機となってイギリスとの戦争が開始された。これが第1次英緬戦争である。ビルマ軍は数においてまさっていたものの近代的装備と訓練に欠け、インド人傭兵を主体とするイギリス軍に破れたり、その結果、1826年2月には英緬講和条約（ヤンダボ条約）の締結のやむなきに至った。かくして第1次英緬戦争は終結したが、この条約によりビルマ側はアラカンおよびテナセリウムの両海岸地方の割譲と1,000万ルピーの賠償金支払いを余儀なくされるなど極めて手痛い打撃を被った。しかしバジドーのあと王位に就いたタラワディー王（Tharrawaddy, 在位1837-46年）はヤンダボ条約は自らが締結したものではないという理由で破棄してしまった。

だが第1次英緬戦争のビルマ側敗北の決定的な影響はコンバウン王朝を著しく弱体化せしめたことであろう。特に、タラワディー王およびパガン王（Pagan, 在位1846-53年）の治世には地方なかんずく下ビルマの政治的乱れは覆い難いものになっていた。第2次英緬戦争は1852年にラングーン太守によるイギリス人船長逮捕というささいな事件をきっかけに生じた。52年4月に上陸したイギリス軍はほとんど抵抗らしい抵抗を受けずに下ビルマのペグー地方を一方的に領有した。この時期にはイギリスは明らかにビルマの植民地化を企図していたと見なければならない。

19世紀後半の東南アジアはまさしく英仏の植民地争奪の修羅場であった。すなわちイギリスもこの頃になるとインドでの植民地化が一段落し、東南アジアにその勢力を振り向ける余裕が出てきた。その第1段階が下ビルマの併合であったと見ることができよう。だがこのようにイギリスは19世紀の半ば頃までには一応インドにおいて支配体制を確立したものの、他方において植民地支配に対する反抗も引き起こすことになった。特に、当時のインド総督ダルハウジー（Dalhousie, 1841-56年）の近代化政策はインド国内に様々な反発を引き起こしたが、このよ

うな状況下においてイギリスの植民地支配に対する最初の民族抵抗運動というべきセポイの反乱が勃発した。1857年5月に起こったこの反乱は2年足らずで鎮圧されたが、イギリスのインド統治体制を根本的に手直しさせるきっかけとなった。すなわち、1858年にはインド統治法を制定し、東インド会社を廃止するとともにイギリス国王による直接統治の体制を確立した。さらに1877年にはヴィクトリア女王はインド女帝を宣し、インドは正式にインド帝国(Indian Empire)となった。セポイの反乱を抑え、インドでの支配体制を固めたイギリスは再び東南アジアへ侵略の手を伸ばしていった。前述したようにイギリスはマレー半島沿岸部の3つの港を自由貿易港として支配下に置いていたが、70年代には錫とゴムをめざしてマレー半島の内部にも進出していった。

ところでイギリスと並んで東南アジアに積極的に進出を試みつつあったのはフランスである。フランスの第一義的な関心はインドシナ半島であったが、やがてビルマにも関心を向けてきた。上ビルマは石油、非鉄金属、木材などの資源に富み、また雲南省に通じる交易ルートならびに政治的影響力を確保する拠点として極めて重要な意義を持っていた。他方、イギリスもこの地域を中国貿易の陸路のルートとして極めて重要視していた。イギリスが着目したのはコンバウン王朝下で19世紀前半にはかなり活発な商取引が行われていた事実である。例えば、ビルマからは塩、綿などが輸出され、中国からは絹、絹織物、ビロード、茶などが輸入された。しかし1855年以降中緬貿易は国境付近の治安の悪化から中断されていた。この中緬貿易の再開がイギリスの大きな関心事であった。⁴⁾事実、イギリスは1867年及び74年の2回にわたって貿易再開の可能性を探るため調査団を派遣している。これらの調査はラングーンの実業界の大きな期待と支援の下に実施されたものである。

フランスのコンバウン王朝に対する接触は1850年代以降具体化する。ビルマ側にもイギリスに対抗して独立を維持するためにはフランスに接近する必要性があった。ミンドン王(Mindon Min, 在位1852-78年)はルットーのメンバーをロンドンとパリに派遣した。1856年にはフランス人宣教師のバーモでの布教活動を認め、59年にはオルゴニ率いるフランス人職人と技術者を受け入れている。1872年には再びミッションをヨーロッパに派遣し、フランスおよびイタリーとの

間で通商条約を結んだ。1883年にも新通商条約締結の目的で第3次のミッションを派遣している。さらに1885年には緬仏の間でマンダレー～トンガー間の鉄道建設計画や国立の発券銀行の設立などが具体化した。イギリスはアンナン、トンキンさらにラオスを手中に入れてメコン川の左岸まで勢力を拡張して、さらにビルマにも影響力を深かめつつあったフランスにたいし、何らかの対抗的行動にでの必要性に迫まられていた。

このころビルマとイギリスの関係は一向に改善されなかつたのみならず、むしろ悪化の方向に向かい一つあった。しかもミンドン王の死後、宮廷内での派閥的な権力抗争が激化し、汚職、腐敗は目に余るようになった。地方の首長のポストは金で売買されるようになっていた。統治能力の低下に伴い国内では盜賊がはびこり、またシャン族の反乱、カチン族の侵入などがあり大いに治安は乱れた。このように弱体化したコンバウン王朝はヨーロッパ帝国主義の格好の好餌となつた。下ビルマのラングーン政府は次第にフランスの影響が濃くなりつつある上ビルマの状況を座視することが出来なくなり、ティボー王を退位させてイギリスの息のかかったニャウンジャンン王子を即位させ、あるいは上ビルマそのものを併合するかなどの選択をせまられていた。こうした状況下において、たまたまボンペイ・バーマ貿易会社がトンガー以北の木材を不法に伐採した科でルットー（後述）により230万ルピーもの罰金を課せられる事件が発生した。イギリスはこれを口実として第3次英緬戦争を仕掛けた。この戦争の真の原因は上ビルマからフランスを放逐し、自らの支配下に置こうとするイギリスの領土的野心にあると見て間違いないであろう。1885年11月、軍隊を派遣したイギリスはわけなく王朝軍を打ち破り、ここに約130年余り続いたコンバウン王朝は崩壊した。

註

- 1) 本稿においてビルマ史については下記の文献を主に参照した。

Harvey G. E., *History of Burma*. ニューヨーク, ボンペイ 1925.

ハーヴェイ著（五十嵐智訳）『ビルマ史』

Harvey G. E., *British Rule in Burma*. 1824-1942 ロンドン 1946.

Cady J. F., *A History of Modern Burma*, イサカ

Trager F. N., *Burma: From Kingdom to Independence* ロンドン 1966.

クリスチャン J. R. 著（日本外政協会太平洋問題調査部訳）『現代ビルマの全貌』昭和18年

荻原弘明、和田久徳、生田滋『東南アジア現代史IV』山川出版社 昭和58年

大野徹他著『東南アジア現代史』有斐閣選書、昭和57年

綾部恒雄、永積昭編『もっと知りたいビルマ』弘文堂、昭和58年

インドの情勢については下記の文献を主に参照した。

満鉄東亜経済調査局編『印度概観』昭和18年

山本達郎編『インド史』山川出版社、昭和35年

2) Harvey 前掲書 253ページ

3) Harvey 前掲書 259ページ

4) Cady 前掲書 106ページ

Ⅱ コンバウン王朝の社会¹⁾

これまで見てきたようにモン族を打ち破って成立したコンバウン王朝は征服王朝と異名をとるほどその成立時から度々、近隣諸国と戦争を繰り返した。このようなコンバウン王朝の成立の契機および発展の過程は同王朝の性格を規定することになった。コンバウン王朝の社会は一種の軍事目的（戦争）のために編成された社会であったとさえ見ることができる。コンバウン王朝は軍事力をその存立と発展の不可欠な要素とする極めて軍事的色彩の濃い王朝であった。

1 コンバウン王朝の存立基礎

コンバウン王朝は王を最高権力者とする中央集権国家である。王は領地内の人民と土地の一切を支配し、その権力は官僚機構と軍事組織によって支えられていた。但し、同王朝では官僚と軍人を明瞭に分けるのは困難で、主要な官僚はまた同時に軍人でもあった。コンバウン王朝時代の人民は通例、アフムダンとアティの2つの階層に分けられる。²⁾アフムダンとは王にたいし兵役義務やその他様々の労役提供を義務付けられていた階層のこと、軍役をになったアフムダンとその他の役割を担ったアフムダンとに分けることができよう。前者は恒常的にまたは臨時に軍務につきビルマ王朝軍の中核を形成した。社会的に最も高い尊敬を受けたのは軍務アフムダンであるが、これなどはやはり軍事社会の一つの特徴といえよう。後者には宮廷において料理や掃除などの様々な雑事にたずさわる者や、王の直轄地において農耕に従事する農民（ラマイン）などが含まれていた。アフムダンは多くは純粹のビルマ族で構成されていたが一部征服民で王朝軍に編入された者も含み、諸義務の遂行の見返りに上ビルマ首都近辺の灌漑の発達した王領地の保有を認められた。アフムダンはアティよりも社会的地位も高く、その上層部は支配者層を形成したが、大部分のアフムダンは被支配者の立場にあったといえよう。コンバウン王朝の権力は実質的にはアフムダンによって支えられていたところが大きいと見ることができる。これにたいしアティは平常は農耕に従事し、租税の支払いと労役の提供を主たる役割とし、緊急時には臨時の兵士として戦場に駆り出された。ただアフムダンのように正規の服務を義務づけられていない点

でより自由な存在であったかも知れない。アティにはビルマ族以外に多くの非ビルマ族、例えばモン族、アラカン族などが包含されていた。彼らは王領地の周辺部や下ビルマなどにも多く居住していた。しかしアフムダンとアティの差異はそれほど厳格なものではなく、アティはしばしばアフムダンから供給された。コンバウン王朝は端的に言えばアフムダンとアティを被支配階級とし、彼らの剩余労働と剩余生産物の榨取のうえに王や王族を中心とする一群の支配者層が維持されていた社会と捉えることができる。このような支配ー被支配の関係において土地が支配の手段として重要な役割を演じていたと考えられる。コンバウン王朝は農業に基盤を置いており、それゆえ土地は生存の手段として最重要の意義をもっていた。

コンバウン王朝では軍が権力機構の中で決定的な重要性をもっており、その存立の基盤であった。これまで見てきたとおり社会の主要な部分が軍の組織を単位として構成されていた。コンバウン王朝の軍人は軍務を義務づけられた身分としての軍人と戦いが生じたとき、その都度召集される臨時のそれとに分けることができる。前者は専らアフムダンから、後者はアティから供給された。軍はテナッ(歩兵)、ミン(騎兵)、アミヤウ(砲兵)、ランカイン(槍兵)、ダイン(工兵)などに分かれており、それぞれ別個のアティンに組織されていた。³⁾兵力は1879年において約16,000人程度で、その内訳はテナッが13,250人、ミンが2,500人、アミヤウが約500人であった。これらの兵力は常備軍として首都並びに国境周辺地域で軍務についた。⁴⁾

これらの兵士は上ビルマの首都近辺ないしはその隣接地の王領地から供給された。伝統的な兵士供給地はシュエボー、マダヤ、アーロン、タバイン、カニ、メイクティラ、ミンジャンなどである。⁵⁾アフムダンは言うに及ばず、すべての男子は王から召集されると直ちに兵役に就く義務を負った。召集はルットーの布告により地方の首長に伝えられ、ミオトゥージィーやトゥージィーが兵士調達の責を負った。末端の村での兵士の調達方法は地方によって相違し、必ずしも一定していたわけではないが、一般的にはおよそ次のようにあった。まず16の家族を一つの単位としそこから2人、時にはそれ以上の兵士を出す。派遣兵士の選抜はミオトゥージィーやトゥージィーの責任において行われるが、末端の責任者はトゥー

ジーである。但し、選抜されたものでも税金を支払うか、あるいは債権を放棄することによって兵役を免れることもできた。派遣の母体は武器、弾薬、金、米などを支給した。つまり兵士の供給は村人の協同的な負担であった。この点をシュエボーについてもう少し詳しく、具体的に見てみよう。⁶⁾ シュエボーでは各農家は兵士をマンダレーの常備軍に供給することを目的にグループ化されていた。これをダイン制度とよぶ。ダインというのは王に対して負う服務、ないし用役のことであるが、ここでは勿論、軍役のことである。すでに述べたように、これらの兵士は兵役義務の見返りに王領地の保有を認められていたが、ミンドン王の時に給与支払い制に切り替えられ、一月当たり10ルピー支給されることになった。しかしその支払いは不規則、不安定であり、兵士派遣母体の物質的ならびに金銭的援助が不可欠であった。この金銭的援助はナウッタウッヂェと呼ばれ、月当たり30ルピーにも上った。この援助は全くの任意の、自発的なものであったが、後にはあたかも一種の強制的なものに変わっていった。兵士の家族はマンダレーに人質として留め置かれ、彼らの面倒も派遣母体の負担であった。

次に軍の階級制をみておこう。⁷⁾ テナッ大隊の場合は次のとおりである。大隊の最高司令官はボージーと呼ばれ、その下に5人の指揮官ボーがいる。その下の階級がトゥエタウジーまたはティンテナオウである。すでに見たようにミオトゥージーにはこのクラスの者がなる。トゥエタウジーは5人のアチャを支配し、さらにアチャは10人のアフムダンを支配した。すなわちトゥエタウジーは50人のアフムダンを支配した。別の大隊ではボーとトゥエタウジーの間にテナッサーイェーとタムーがおかれたところもある。テナッサーイェーは2人のタムーを配下におき、またタムーは2人のトゥエタウジーを支配した。それゆえアフムダンの数で言えばテナッサーイェーは200人のまたタムーは100人の支配者であったことになる。騎兵連隊の場合についてみよう。連隊の司令官あるいは連隊長はミンムーである。その下の階級がミンタッボーであり、その副官がミンサーイェーである。ミオトゥージーになったミンガウンはその下の位に位置する。⁸⁾ ミンガウンは10人のミンシッを支配し、各ミンシッは10人のアフムダンの支配者であった。つまりミンガウンは100人のアフムダンを支配したことになる。トゥージーにはしばしばミンシッがなった。これらの軍の支

記者が地方の首長を兼ねていたわけである。

2 コンバウン王朝の支配と統治

すでに指摘したように、コンバウン王朝では王が絶対的な権力を有していたが、その権力は中央および地方におけるヒエラルキー的な統治機構によって支えられていた。まず中央においては王の下にあって国政上の重要な問題を処理した機関が元老院にあたるルットー（Hluttaw）である。ルットーの権限は立法、司法、行政、軍事など国政全般に及び、それはあたかも近代国家における立法府、内閣、最高裁判所の諸機能を一手に担うような最高の権力機関であった。もちろん、最終的な決定権は王にあり、王の意志が何よりも優先した。それゆえ王の意志に反する決議は却下され、時にはルットーの最高権力者のウンジーは罷免、投獄されることもあったという。このようにルットーは一応決議にあたっては王の親裁を仰いだが、通例はルットーの決議がそのまま裁可されることが多かった。⁹⁾ ルットーは4人の閣僚に相当するウンジーを最高権力者とし、軍の幹部（例えば、ミインスディーウン）や官僚機構の長（例えば、サイエードージー）あるいはアティを支配したアティウンなどをそのメンバーとしていた。ルットーは中央の官僚層と王朝軍ならびに地方の首長を支配し、権力機構の中で中枢的位置を占めていたと見ることができる。¹⁰⁾ ルットーが国政全般を担当したのにたいし宫廷ないし王室に関する諸事項を取り扱ったのが枢密院すなわちビェーダイ（Byedaik）である。ビェーダイは4人ないし8人の枢密顧問官たるアトワインウンの合議制によって運営され、上奏事項についてルットーとの事前協議、宫廷の警護、財政、王室行事、王の身の回りの世話などに責を負っていた。アトワインウンは王室直属の家臣すなわちアトワインタを支配したが、アトワインタには宫廷の警護にあたる近衛兵から王の身の回りの世話や雑事に従事する多数の職人が含まれていた。¹¹⁾ ビェーダイの重要な任務の一つは王室財政の管理である。各アトワインウンの下には4人の財務官・アーケンウンが、さらにアーケンウンの下には税務官・アーケンサーイエーが置かれ、4つに区分けされた地方の徵税を担当していた。¹²⁾

さて、次に地方の統治体制に目を転じよう。コンバウン王朝時代、その支配地

域はまずいくつかの地方に分けられ、さらに地方はいくつかの県でもって構成されていた。また、県はミオに分けられ、ミオは通例、主要な町とその周辺の村々あるいはいくつかの村々の集合によって成るのが一般的であった。¹³⁾ミオは地方の支配の単位として極めて重要な意義をもっていた。地方の支配者はミオウンを頂点とし、その下にミオトゥージー、トゥージーなどの地域の首長が連なっていた。なお、ミオウンの上にその者を監督する目的でカヤインウンが置かれたのは後のミンドン王の時である。¹⁴⁾ミオウンはルットーの支配系列下にあり、地方の統治・行政機関であるミオヨンを支配し、任地の治安維持と税収の確保を主たる任務とした。ミオウンには大きな権限が与えられており、財政面ではアクンウン、警察・治安面でシッケなどの役人の補佐を受け、民政、警察、司法などの面で専制的な権力を行使した。¹⁵⁾

ミオウンの下にあって、ミオを支配したのがミオトゥージーである。コンバウン王朝時代、ミオは行政単位あるいは支配の単位であった。ミオトゥージーの支配・統治機構の中で果たす役割は極めて大きかったといえる。上ビルマではミオトゥージーの地位に就くのはアティン（またはアス）の長であった。¹⁶⁾アティンとはアフムダンをその服務内容、種類に応じて組織化した集団のことである。通例はミオトゥージーは軍のアティンの長がなった。それゆえ、ミオトゥージーはミンガウンあるいはトゥエタウジーなどの軍の幹部的地位にあるものがその地位に就いた。ミンガウンは騎兵隊を指揮し、100人のアフムダン支配した。また歩兵隊の指揮官であるトゥエタウジーは5人のアチャを通じて50人の歩兵アフムダンを支配した。このように軍の組織長が同時に地域の首長を兼ねていたのである。ミオトゥージーはアティンの長として所属するアフムダンに各種の任務を割り当て、その任務の遂行状況を監督し、戦時においては兵士を徵募、派遣する役割を担っていた。また行政の長として、財政を担当し徵税に責任を負うとともに、¹⁷⁾地域の支配者として灌漑計画の立案、紛争の調停、宗教的行事や祭り、その他の催しものの挙行などの共同体的事業をとり行った。ミオトゥージーの支配者としての特徴は彼はその地域の住民との結び付きが強く、彼らと利害をともにし、彼らの利害を代表する立場にあったところに求めることができるであろう。なお下ビルマでは18世紀後半の度重なる戦乱により多くの住民が死んだり

人口の入れ替わりがあったため、ミオトゥージーに率いられたグループが崩壊し、ミオウンの下にミオトゥージーに代わってタイトゥージーが置かれたところもある。タイトゥージーは非ビルマ族が多く、またビルマ族への同化が不完全な地域でより一般的であった。¹⁸⁾ ミオは町ないしは村で構成されたが、村にはその長としてトゥージーがいるのが一般的であった。トゥージーはミオトゥージーの支配下にあり徵税に携わるとともに、民事裁判権をも有していた。

コンバウン王朝はこれまで明らかにしてきたようにアフムダンおよびアティを被支配者階級とし、彼らの搾取の上に打ち建てられた社会であった。わけてもコンバウン王朝は彼らの軍役と税負担とによって実質的に支えられていた。アフムダンはアティンに組織され、事実上土地に縛り付けられ、世襲という名目でその役割は固定化されていた。アティはビルマ族に従属させられた非ビルマ族を多く包含し、用役並びに経済的な搾取を受けていた。彼らはこれまで明らかにしたような統治機構の下に様々な封建的な拘束を受けていたのである。コンバウン王朝下の経済発展は緩慢なものであったが、このような停滞性は基本的には上述の拘束性に関わっていると見ることができよう。植民地化されて以降のビルマでは下ビルマのデルタ地帯が米作地として開発され、世界最大の米輸出国へと変貌を遂げていく。このような経済変化、経済発展は王朝体制から植民地体制へという体制変化が大きく寄与している。この点を抜きにして植民地体制下の経済発展を理解できないといえよう。

註

- 1) 本節は、拙稿「コンバウン王朝の社会構造（覚え書き）」（広島大学総合科学部紀要Ⅱ『社会文化研究』第12巻 1986）の一部分を手直ししたものである。
- 2) アフムダン、アティの他にパヤジュンを付け加える見解もある。荻原前掲書 29ページ
アフムダンおよびアティの説明については、Furnivall J. S., *An Introduction to the Political Economy of Burma* ラングーン, 1957 第Ⅲ章 (31-32ページ) Cady 前掲書 第Ⅰ章などを参照。
- 3) Furnivall 前掲書 32ページ
- 4) Scott J. G. (compiled), *Gazetteer of Upper Burma and the Shan States part I* vol. 2 ラングーン 1900 498ページ

- 5) Scott, *Gazetteer* 500ページ
- 6) Williamson A. (compiled), *Burma Gazetteer, Shwebo District Vol. A* ラングーン
1929 (Reprint 1963) 167—168ページ
- 7) Scott, *Gazetteer* 430, 500ページ
- 8) Scott, *Gazetteer* 430, 501ページ
- 9) Cady 前掲書 16—17ページ
- 10) ルットの役職については Scott, *Gazetteer* 472—474ページに詳しい。
- 11) Cady 前掲書 13ページ
- 12) Scott, *Gazetteer* 475ページ
- 13) Scott, *Gazetteer* 504ページ
- 14) Cady 前掲書 102ページ
- 15) Cady 前掲書 25—26ページ
- 16) Cady 前掲書 29ページ
- 17) Cady 前掲書 29ページ
- 18) Cady 前掲書 28ページ

Ⅲ 植民地体制下の支配と統治

1 下ビルマの支配¹⁾

前述したように第1次英緬戦争でビルマ王朝軍を打ち破ったイギリスはヤンダボ条約によりアラカンおよびテナセリウムの両海岸地方を手に入れ、これらの地方をベンガル総督の直接支配下に置いて統治した。アラカン地方はやがてベンガル政府に移管され、1828年にはその監督官はチッタゴンの弁務官の下に置かれた。他方、テナセリウムは1834年まで総督の支配下に置かれていたが、その年以降ベンガル政府に移管された。1843年までペナン島から派遣された東インド会社の役人によって統治された。これらの地方は県（district）に分けられ、各県にはイギリス人の県知事（Deputy Commissioner）が配置された。これはベンガルで採用された直接統治の方法がビルマでもとられたためである。しかし県知事以下をはじめ県の主要なポストはイギリス人によって占められたもののそれ以下のポストにはビルマ王朝時代の地方の首長や有力者を抜擢し、彼らを巧みに統治機構の中に組み入れていった。末端の実際に一般のビルマ人と接触するところではかつてその地方で指導的役割を演じていたものを配置し、彼らを通じて植民地的支配を行ったのである。また行政区画はおおむね王朝時代のそれが採用された。

第2次英緬戦争で勝利したイギリスはペグー地方を一方的に領有し、同地方にインド総督に責任を負う弁務官（Commissiner）を置いてその支配にあたらせた。1858年にはインド統治法の制定によりビルマも、東インド会社の統治からイギリス国王の統治下に置かれるようになった。1862年にはこれまで別個に統治されていたアラカン、テナセリウム、ペグーの三地方は一体化されて英領ビルマ州（Province of British Burma）が形成され、弁務長官（Chief Commissioner）の支配に服することになった。上述の諸地方は管区として引き続き弁務官の統治の下に置かれ、さらに管区はいくつかの県に分けられ、王朝時代のミョウンに替わって県知事にあたる副弁務官が置かれた。県知事は行政、司法、財政の権限を有していた。ペグー管区の場合、5つの県に分けられた。同管区は1881年にペグー管区とイラワジ管区の二つに分割された。それに伴い弁務官は4人に増員された。さきに述べたように県知事以上のポストはイギリス人によって占められたが、そ

れ以下のポストには王朝時代の地方の旧有力者を登用し、支配・統治機構のなかに組み込んでいった。県は郡（Township）に細分化され、郡は村々の集まりである町村区（Circle）でもって構成された。郡の長としてミオオウが置かれたが、新政府の役人として月あたり25ルピーから100ルピーの給与が支払われた。その職には以前ミオトゥージーなどの有力者が就いたケースも多い。英領になってからは下ビルマではミオトゥージーの職は完全に無くなった。ミオオウは徵税を監督し、また下級の民事・刑事事件について判決を下した。郡は町村区すなわちビルマ語でいうミオないしはタイッでもって構成され、その長トゥージーはイギリス人の県役人の監督下にあって徵税および治安の維持をその主たる任務とした。ミオはタイットゥージーまたはトゥージーによって支配された。タイットゥージーは県知事によって選ばれ、警察的権限および徵税権を与えられ、支配地域の秩序の維持や福祉に責任を負っていた。しかし1861年以降は徵税や課税のための土地調査などの税関係の仕事が主な任務となり、1879年以降は土地調査の知識がタイットゥージーの地位につく不可欠な要件となった。それに伴いその他の任務についてはタイットゥージーの貢献するところがほとんどなくなり、タイットゥージーと一般住民との結び付きはますます希薄なものになってしまった。²⁾タイットゥージーが徵税を専ら担当したのにたいし、警察的役割を担ったのがガウンである。しかし植民地権力の末端を担うガウンも立場上住民に対し抑圧的にならざるをえず、そのため伝統的な下ビルマの社会にあっては十分にその機能を發揮することはできず治安はむしろ悪化した。徵税にはガウンも協力した。また法律により村には村役人としてチェダンジーが置かれた。チェダンジーには通例、多額の税を納める村の有力者が選ばれた。チェダンジーは権力機構の末端にあって、徵税、統計の収集、警察的仕事など極めて多様な役割を担っていた。³⁾

植民地支配体制を確立するうえで税制を早急に整備することは必須のことであった。植民地政府は増大する統治費用をできるだけビルマからの税収で賄おうとした。しかし初めの頃は統治のための初期経費がかさんだのにたいし、経済発展が緒についたばかりで税収が十分ではなく財源不足の状態が続いた。そのため例えばテナセリウムでは最初、地租は総収量の10%と定められたが、後には20%

に引き上げられた。また税の収納形態もごく初期の間、現物収納が認められただけですぐに貨幣収納に切り替えられた。⁴⁾その理由は経費の支払いのためにますます貨幣が必要となったためである。例えば植民地政府に新しく雇用された役人や軍人の給与は貨幣によって支払われた。貨幣による地租の納税は農産物を強制的に市場で売ることを余儀なくさせ、貨幣経済の浸透を促進する一因となった。

ペグーが英領に組み入れられたときの税収はアラカン127万ルピー、ペグー298万ルピー、テナセリウム107万ルピーで合計532万ルピーであったが、⁵⁾経済発展とともに急速に税収は増加し、その額は10年足らずで940万ルピーになり、さらに1873-74年には1530万ルピー、1878-79年には2000万ルピーを超えてきた。すなわち約25年間でほぼ4倍になったわけである。これらの税収はインド帝国政府および英領ビルマ州政府に納められた。これらの税以外に各地方自治体によって、警察、郵便、教育などのサービス提供、地方の道路建設などの事業遂行のために課せられた地方税があった。1878-79年の場合、その額は222万ルピーに上った。英領ビルマ州政府の場合、毎年大幅な財政黒字を計上していた。すなわち1872-73年から78-79年までの8年間の累計財政黒字額は6500万ルピー、年平均額は800万ルピー強にも達していた。1878-79年の場合、軍事費（272万ルピー）などの諸経費を引いた財政余剰は719万ルピーでこの額がインド中央政府向けであり、そのうち513万ルピーが現金で送金された。人口1人当たりの課税額は7ルピー3アンナであった。⁶⁾

2 上ビルマの併合と行政村の創出

イギリスは1886年1月1日付けをもって上ビルマを正式にイギリス領に編入し最初はその施政にあたってはインドの法令を準用するに留めたが、ダファリンの勧告を受け入れて3月1日をもって英領インドの一州として上下ビルマをインド総督の統治下に置いた。行政区画として4つの管区とその下に14（後に17）の県が設けられた。⁷⁾同時に下ビルマも4管区、20県に再編成された。上ビルマも下ビルマ同様管区には弁務官、県には副弁務官が配置された。かくして全国の行政は統一され、ビルマも他のインドの州と同様の形態を取るようになった。上ビルマでも法による支配が開始され、税制も確立された。人々は王朝時代の様々な封

建的な諸制約や諸義務から解放され、自らの意志にもとづいて自由に経済活動に従事できるようになった。⁸⁾しかし上ビルマはビルマ王朝の本拠地であったこともあり、旧支配者層やビルマ王朝軍の残党による長年の執拗な抵抗が続いた。イギリスはその鎮静化のために5年の歳月と35,000人にも及ぶ兵士と多額の戦費を要したのである。⁹⁾上ビルマの治安が回復するのは1890年代のことである。併合後10年も経つと漸く行政・司法機構も整備され支配体制も確立されてきた。だがビルマは1890年代末まで政治的にきわめて低い地位に置かれており、例えばビルマに関する法律はインド立法参事会によって制定された。しかしこのインド立法参事会は実質的にはマドラス、ポンベイ、ベンガルおよび連合諸州からの参事会員のみによって構成されており、ビルマは議席も与えられていなかったのである。それゆえ地方行政は存在しても地方政府は存在しないといわれ、当時は「ビルマ政府というの技術的にはインド総督諮詢会議（Governor-General in Council in India）における総督を意味した」のである。¹⁰⁾

併合後の行政機構の面で重要な改革はその末端に位置する行政単位の再編成である。末端のそれが重要性をもつのはそこにおいて直接に人民（その大半は農民である）の支配がおこなわれるからである。前節で明らかにしたように王朝時代末端のそれはミオであり、その支配者がミオトゥージーであった。ミオの数は19世紀初めで4600程度と推定されている。¹¹⁾ミオトゥージーは王権の末端に位置する役人として、行政、司法の権力を行使した。しかしながらミオの伝統的社會はミオトゥージーの個人的、人格的権威によって人々が結び付けられた人的結合組織の社會であり、先きに述べたようにミオトゥージーはまた彼らの利害を守る立場にもあった。植民地政府は専ら行政の便宜、効率化の観点から末端の行政機構の改編に着手した。この改革に取り組んだのが併合後まもなく弁務官として着任したチャールズ・クロスウェイトであった。クロスウェイトは着任前の1883年当時の勤務地インドからビルマを訪れ、ビルマの農村社會を觀察してそこには村落共同体（village community）がないことをビルマ社會の欠陥と考えた。帰印後、インドを念頭に置いた改革案を作り上げ、それをもってビルマに着任したのであった。¹²⁾クロスウェイトの改革は要するに末端の行政支配の単位を伝統的なミオ制度（circle system）から村落制度（village system）に切り替えること

であった。上ビルマでは多くのミオトゥージーがイギリスの支配に反抗的であり、そのこともミオを解体して行政単位としての村を創出さす一因になった。そして行政上の都合からミオの解体、統合、廃止が繰り返され人為的な行政村が創出され、首長として副弁務官任命による村長つまりトゥージーが置かれた。こうして作り出された村はそれまでの地縁的な社会生活の場としての村とは異質の、徴税と治安維持を目的とするあくまで植民地支配の行政単位にしかすぎなくなってしまった。言うまでもなくこのことは王朝時代のミオトゥージーを中心とした伝統的な社会の崩壊を意味し、社会的不安定と混乱をもたらすことになった。そして新たに人々は彼ら自身が全く理解しない法による非人格的な支配に服することになった。例えば、近隣の村々の間で紛争が生じた場合、今までではミオトゥージーが慣習法にもとづいて調停と解決にあたっていたが、そうした調整は植民地政府施行の近代的な法にもとづく裁きに取って代わられることになった。¹³⁾

3 ビルマの政治的地位の向上

ビルマは19世紀の末までほとんど政治的無権利の状態におかれていた。こうした状態から一歩前進を見るのは1897年のことである。この年、ビルマはインド参事会所定の州（Province）に昇格し、行政長官には弁務長官に代わって副知事（Lieutenant Governor）が置かれ、さらにビルマ立法参事会（Burma Legislative Council）が創設されることになった。ビルマもようやくここに地方政府としての体裁を整えることになった。しかしこれらの措置といえども政治的地位の向上と呼ぶには余りにも貧弱な内容に過ぎなかった。¹⁴⁾第1に参事会の議長には副知事が就任し、また参事会議員の定数はわずか9名に過ぎず、しかも全員が議長である副知事の指名に依ったこと、第2に参事会員は行政や財政に関しては質問する権限が許されず、ただ一般治安、公益に関する事項につき立法権を有するに過ぎなかったこと、第3に参事会構成員10名（議長を含めて）のうち8名までがイギリス人によって占められていたこと、これらをみて明らかのように副知事には大きな権限が与えられており、その副知事を通じてイギリスの意向が立法参事会にストレートに反映するような仕組みになっていた。以降、ビルマの政治上の地位

の向上はこの立法参事会の権限強化をめぐって展開されることになる。もちろんこれらは一般的のビルマ人とは何ら関わりの持たない、次元の異なるところでの動きに過ぎなかった。立法参事会のわずかばかりの権限強化の行なわれたのは1909年のことである。この年にイギリスがインド政府にたいし若干の政治上の譲歩を行なった「モーリィ・ミントの改革」がビルマにおいても適用されたのである。その結果、立法参事会の議員数は9名から15名に増員され、そのうちの1名については商工会議所の選出によるものとした（ほかは副知事による指名）。またビルマ州の予算案と公益事業について質問が許されるようになった。さらに1915年において再度、立法参事会の拡充が図られ議員数は倍増されて30名になり、選挙議員も2名に増員された。¹⁵⁾

1917年、インド事務大臣モンターギュはインドの戦争協力を取り付けるため英本国議会において1858年のインド統治法を改正し、インドに自治を認める宣言を行った。これは「モンターギュ・チャルムズフォードの改革」として具体化し、1919年の新インド統治法として結実する。新統治法の最大の特色は州にも部分的にはあれ自治と責任政治を認め、いわゆる両頭政治の導入を図った点にある。その概要は以下の通りである。州に委譲された権限は留保事項と委譲事項に分けられる。留保事項とは州知事の権限の下に置かれており、従って州議会は何らの関与もできず、その執政上の責任はインド総督にたいして負うものであった。留保事項とされたものは灌漑、地租、林業、司法および警察などである。これに対し委譲事項とは州の長官ないし大臣の責任において処理されるものであり、その責任は州の立法府に対して負った。委譲事項とされたものは地方自治体に関する一般保健衛生、教育、道路、電車、農業、漁業、協同組合、消費税などである。しかしながら依然としてかなり多くの重要事項が中央政府の専管事項として残された。それらの項目とは国防、政務、鉄道、郵便、電信、関税、所得税、塩税、通貨、公債、鉱山、中央警察、統計、商業、工業などがその主なものである。¹⁶⁾この改革は不十分ながらも州の権限強化を図り、自治能力の向上を企図するものであったとみてよいであろう。なお選挙資格の問題、留保事項と委譲事項の区別はホワイトを議長とするビルマ統治法改正委員会に一任された。

このモンターギュの声明は当然ビルマにも自治が与えられるものとの期待を抱

かせた。しかし「モンターギュ・チェルムズフォードの改革」は最初からビルマを適用外としていた。同改革案は「われわれは……ビルマを全然度外視した。なんとなればビルマはインドではないからである。ビルマ人は人種を異にし、その政治の発展も同一ならず、またその解決すべき諸問題もインドのそれと何ら関係を持たないからである」と述べている。¹⁷⁾この差別的な取り扱いはビルマにおいて猛烈な反発を呼び起こさずにはおかなかった。ビルマの要求はあくまでインドの他の州と平等の待遇であった。それゆえこの新統治法がビルマを除外したまま1921年にインドで一足早く施行されるとその反発は一層激化した。そのため結局イギリスもビルマの要求に譲歩せざるをえなくなり、同年インド事務相は新統治法のビルマ適用を勧告し、1923年1月1日より新法はビルマにおいても実施されることになった。同年、ビルマは知事州に昇格し、さらに立法参事会の議員数は一挙に3倍に増加されて103名となり、そのうち80名が選挙によって選ばれるようになったのである。この選挙は22年実施されたが、それをボイコットするか否かでGCBAは二つに分裂した。(次節参照)

ビルマの国内情勢は新統治法の適用をみるという決定により一時的な小康状態の時期を迎える。しかしながらこの相対的な安定の時期は長続きしなかった。というのも1920年代の後半に入つてからビルマのインドからの分離問題が最大の政治問題として登場してくるからである。¹⁸⁾19年のインド統治法は同法制定後10年にして、政治組織の運用状況、教育の発達、代議制の進展状況等々を調査する目的をもつて委員会を設立することを定めていた。この法定委員会は若干時期を早め1928年1月に設置された。この委員会は委員長の名をとって「サイモン委員会」として知られている。「サイモン委員会」は当時のビルマの立法参事会の意見を反映して分離の立場に立ち、1930年8月にはビルマ側の希望を容れて即時分離の勧告を行つた。しかしこの勧告にはイギリス内部にも慎重意見があつたこと、ビルマ側にも足並みの乱れがあつたことなどの理由により舞台を円卓会議の場に移して討議されることになった。だが第1回の円卓会議(1930・11~1931・1開催)は印緬分離を明確に打ち出し、さらに第2回のビルマ特別円卓会議(1931・11~1932・1開催)においては印緬分離を前提として分離後の憲法要綱が主たる議題となつた。この円卓会議の結論を受けてイギリス政府はビルマ国民に分離問題に

に対する意見表明の機会を与えるとして選挙を実施することにした。この選挙は1932年11月、ビルマ立法参事会議員の選挙を兼ねて執り行われた。しかし選挙結果は反分離派のたくみな選挙戦が効を奏し、大方の予想を裏切って彼らの勝利に終わった。すなわち反分離派の主張が一応国民に認められたかたちとなった。彼らの主張とは、(1)インドから分離されればインドに約束されている政治的地位よりもさらに劣悪な地位が押し付けられる可能性がある、(2)印緬分離後はビルマはイギリスの直轄植民地におかれ植民地支配が一層強化される危惧がある、(3)現段階では満足のいく憲法が与えられる見込みはなく、インドが正式に完全な自治領になってから分離しても遅くはない、などに要約することができよう。そして12月に招集されたビルマ立法参事会において分離反対の決議を採択した。だが彼らの真意は当面、分離には反対であっても永久にインドの一州に留まるということでもなかった。彼らの方針は揺れ動き、翌年になると分離賛成に傾く有様であった。すなわち1933年6月の立法参事会特別会議で大多数の議員が分離延長に反対であることが判明するとイギリスはこの問題の処理においてビルマはもはや当事者能力がないとしてイギリス政府自らが決することにしたのである。この問題はインドの将来の統治を検討する目的で設置された合同選出委員会で審議されることになった。その検討結果は1935年のビルマ統治法に結実した。ここにおいてビルマはインドから分離してビルマ事務相の下に一国として統治されることが明確にされたのである。もはやインド総督はビルマに対し何の権限も有さないようになった。こうして印緬分離は35年統治法にもとづき、1937年4月1日付けて実現したのである。

35年のビルマ統治法の主な点をみておこう。¹⁹⁾ 第1にビルマにおいて英国王の名代として統治権を行使し、新たに英本国において設置されたビルマ事務相（実際は任命されずインド総督が兼任した）に直属する総督が置かれた。総督には自由裁量事項および特別責任事項とされたものについて大きな権限が与えられていた。前者に属するものとして国防、軍事、外交、表定地域、宗教、貨幣政策、通貨などがあり総督の専決事項であった。また特別責任事項とされた治安、財政、少数民族の利益保護、官吏の権利、商業的・人種的差別待遇などについては内閣に諮詢するが、総督の専決権を留保していた。そのほかシャン、カチン、チン、

アラカンなどの少数民族居住区は総督の直轄地となった。第2に総督の補助機関として内閣が設けられた。内閣は下院議員の中から総督によって指名された10人の閣僚から構成されていた。各閣僚は連帶して下院に責任を負った。第3に立法府は下院、上院の二院制になった。下院は選挙で選ばれた132人の議員で、また上院は36名の議員でそれぞれ構成された。上院議員の半数は総督指名により、残りの半数は下院議員の互選によって選ばれた。以上みたように35年ビルマ統治法は総督に絶大な権限を認めており、そのためにビルマの地位は直轄植民地と自治領の中間にあると言われた。

1936年11月、ビルマ統治法にもとづく第1回総選挙が実施され、翌37年4月印緬分離後の最初の政府としてバモーを主班とする連立政権が発足した。

註

- 1) 下ビルマの支配については主に次の文献を参照した。
Furnivall J. S., *Colonial Policy and Practice* ケンブリッジ 1948 第2章, Authority (corupiled), *Gazetteer of Burma Vol 1* ラングーン 1880 (Reprint 1883デリー) 第XV章
大東亜省総務局総務課『緬甸事情綱要』(大東亜資料第四号) 昭和18年, 第二章。
- 2) Cady 前掲書91ページ。
- 3) Furnivall 前掲書 (Colonial Policy.....) 36-38ページ。
- 4) *Gazetteer of Burma* 448ページ
- 5) *Gazetteer of Burma* 451ページ
- 6) *Gazetteer of Burma* 451ページ
- 7) 『緬甸事情綱要』55ページ
- 8) Furnivall 前掲書 (Colonial Policy.....) 93ページ。
- 9) クリスチャン 訳書 57-58ページ
- 10) U Aye Hlaing, "Public Financial and Public Policy in Burma, 1870-1940" *The Journal of Burma Research Society (JBRS)* Dec. 1973 1-2ページ。
- 11) 萩原弘明 前掲書 29ページ。
- 12) Furnivall 前掲書 (Colonial Policy.....) 74ページ。
- 13) Furnivall 前掲書 (Colonial Policy.....) 75-76ページ。
- 14) 『緬甸事情綱要』57-58ページ。
- 15) 『緬甸事情綱要』59ページ。
- 16) Anstey V., *The Economic Development of India* ロンドン 1936, 368-369ページ

- アンスティ著（末高信訳）『インド経済の研究』有光出版社 昭和17年 394—396ページ。
- 17) クリスチャン訳書 93ページ。
- 18) ビルマがインドから分離する過程は、クリスチャンの前掲書に簡潔にまとめられている。
- 19) 萩原弘明 前掲書 37—40ページ。
国分正三監修 緬甸研究編『大緬甸誌』下巻 昭和19年、第4章、第2節、なお統治法は第5章にその和訳文がある。

V 民族運動と独立¹⁾

1 YMBA から GCBA へ

今世紀にはいると一般的のビルマ人にも植民地支配の影響が色濃く及ぶことになる。植民地化は王権を根刮ぎにし旧来の社会秩序を破壊し、他方新しい統治形態、生活様式、価値観、文化などをもたらした。このことはビルマ人の固有の伝統、文化と様々なあつれきを引き起こし、やがてはビルマ人の間に民族意識を覚醒させることになる。植民地化の影響を最も鋭敏に感じとり危機感と不安感を募らせ、そして反発を示したのは仏教徒であった。19世紀の末ころになると先覚的な仏教徒によって仏教の衰退をくい止め、その復興運動が繰り広げられた。こうした動きの中で1906年、後のビルマの民族運動の一担い手となるべき青年仏教徒同盟（YMBA）が結成された。YMBA はもともと仏教の振興を図り、伝統的仏教文化の発展のために設立された宗教団体であり、政治的にはむしろ保守的であった。しかし国際情勢の変化、インド民族運動などの影響をうけ1910年代の半ば頃から次第に革新的かつ民族主義的な性格を帯び、従来の保守的、協調的な面を脱していった。YMBA が一挙に政治的色彩を強めるきっかけとなったのは改正インド統治法のビルマ適用問題であった。前述したように改正統治法はビルマがインドの一州でありながらビルマを除外したために、ビルマ人の自尊心を深く傷つけ大きな反発を引き起こした。YMBA は2度に渡ってイギリスに代表団を送り改正法のビルマ適用を強く訴えた。そして1920年10月プロームで開催された YMBA の大会で YMBA はビルマ人団体総評議会（GCBA）と名称を変更し政治団体として再出発することになったのである。GCBA はその年の12月、大学設置法をめぐって起きたラングーン大学のストライキを指導して大学に学生の要求を認めさせるなど一定の成果を収めた。この学生ストライキは「ビルマ民族主義運動の新局面を切りひらき、革命的民族主義の端緒をつくった」²⁾事件として高く評価され、ストライキに突入した日（12月4日）はナショナル・デーとしてその記念日となっている。その後 GCBA は村レベルで僧侶によってビルマ民族の利益を増進し、擁護する目的で組織化されたウンターヌ・アティンを積極的に育成・活用し、その影響力を全国に広めていった。だが GCBA はまもなく分裂という大

きな危機に直面する。改正統治法はビルマの運動が効を奏し21年にいたって23年1月1日をもってビルマにも適用することが決せられる。そして両頭政治制度の導入に備えるため22年11月選挙が実施されることになるのであるが、その選挙をめぐりGCBA内でボイコットか否か意見の対立が生じ、そのことが原因となって分裂が生じたのである。³⁾こうして運動の担い手は各分派に移り、GCBA全体としては機能しえなくなり影響力を失った。

2 1930年代の民族運動

ビルマの民族運動が再び高揚期を迎えるのは1930年代に入ってからのことである。この時期の特筆すべきこととしてこれまで政治の表舞台にでることのなかつた農民や労働者の一般大衆の動向が政局に重要な影響を与えるようになってきたこと、この時期に結成された民族主義団体ド・バマー・アシアヨン（タキン党）の民族運動における指導性が確立されていき、独立という課題が具体的な政治目標になってきたこと、などを挙げねばならない。恐慌の影響が次第に深刻になる1930年は激動の時代の幕開けにふさわしい重要事件、出来事が相次いだ年であった。この年5月のビルマ人とインド人との間で人種衝突事件が発生し、そしてその年の暮にはビルマ社会の根底を揺るがした大規模な農民反乱事件が起きた。またこの年は急進的な反英民族主義的団体ド・バマー・アシアヨンが結成された年でもあった。

1930年、世界恐慌はビルマの農村社会を直撃し米輸出の激減、米（穀）価格の暴落をもたらし、多くの農民に大打撃を与えた。恐慌は特に貧しい小作農や自作農により深刻な影響を与えた。彼らは地代のみならず地租の支払いや金貸しの借金返済に窮した。返済不能に陥った農民は土地を取られ、困窮のどん底に突き落とされた。サヤー・サンに指導された農民反乱はこうした事態が進行するなかで起こったものである。タラワディー地方に起こったこの農民一揆はたちまち下ビルマ一帯そして上ビルマにも広まり全国的な大規模騒動に発展した。この反乱は自然発生的な面が強く多くの農民が参加したもののが非科学的な迷信を信じまた系統的かつ組織だった抵抗を展開することができず、大量投入された軍隊の前に鎮圧された。⁴⁾しかしそれは一般的の農民が植民地当局に対して果敢な抵抗を試みた

点において、さらにまた植民地ビルマの農村社会がもつ矛盾の深さを社会全体に知らしめた点で当時急速に成長しつつあった民族運動に与えた影響ははかりしないものがあった。

また1930年代にビルマ人の民族主義的意識を刺激したものとして、ビルマ人と植民地体制の下で流入してきたインド人、中国人との間で生じた深刻な衝突事件を挙げることができる。1930年5月にはラングーン港でインド人港湾労働者とビルマ人との間で港湾荷役の労働争議に端を発した衝突事件が生じたが、これが死者100人をだす大きな事件に発展したのはビルマ人労働者の反インド人感情が複雑に絡んでいた。さらに翌31年1月には反中国人暴動事件が起き、そして1938年にはイスラム教徒の出版した仏教批判の小冊子をめぐって再びインド人とビルマ人との対立抗争事件が発生した。これら一連の事件はいずれも植民地体制下に流入してきた外国人に対する反感が彼らに対する直接暴力として爆発したものであった。

この時期にビルマ民族運動の担い手または核として発展を遂げるのがド・バマー・アシアヨン（我らビルマ人同盟）である。ド・バマー・アシアヨンのメンバーは自らの名前の前にビルマ語で主人を意味するタキンをつけて呼んだのでタキン党とも呼ばれる。ド・バマー・アシアヨン（タキン党）は強烈な民族主義的意識をもつラングーン大学学生などによって主に構成されていた。タキン党はこのように特定の経済階級の利害を代表するというよりむしろインテリの党であり、メンバーは独立・反英という共通の目的で結ばれていたものの思想的にはかなりらずしも一枚岩でなかった。これがやがてタキン党内における共産党と社会党的流れになる。タキン党が民族運動において大きく勢力を拡張することになるのは1936年のラングーン大学のストおよび38～39年の油田労働者のストにおいて指導的な役割を演じたことが大きく影響している。36年の大学ストは大学当局の腐敗を批判したタキン・ヌー、タキン・アウンサンの放校処分撤回闘争に端を発したものである。このストは大きな社会的反響を呼び遂に学生側の勝利に歸した事件であったが、この勝利はタキン党の名を一躍有名にしその威信と影響力を大いに高めた。タキン達は37年4月にビルマ統治法が施行されるとイギリスの旗と同法を焼くなどの過激な行動にでた。38年になると上ビルマの油田地帯で労働条件、

待遇改善のストが発生した。このストはタキン党の支援と連帶の下でうたれたものであった。この油田争議はやがて農民、僧侶、学生などを巻き込み、さらに他の労働者も支援のストに入るなど一時はゼネスト状態を呈する全国的な労働争議に発展した。この争議は労働者側の敗北に終わったが、労働者階級が一政治勢力として成長したことを見せる重要な出来事であった。

3 独立闘争

1939年9月ヨーロッパにおいて第2次大戦が勃発した。タキン党はその年の10月戦力を拡大する目的でバモーの率いるシンイェター党と自由ブロックを結成し、完全な独立、憲政議会の招集、戦争非協力などを呼びかけた。この時期タキン達の独立闘争にとって決定的に重要な出来事は日本側からの働きかけにより日本軍との接触が行なわれたことであろう。日本軍が彼らに接近した意図は結局は(イ)独立の意気に燃える彼らを利用し彼らを通じてビルマの独立を達成し、日本軍に友好的な新政府を樹立すること、(ロ)ビルマを支配下に置いて軍事目的(例えば援蔣ルートの切断)を達成し、戦局を有利に導くこと、というようなものであったといえよう。日本軍のこうした意図を実現するうえで極めて大きな意義があったと思われるは40年5月のビルマ防衛法によって合法化され中国に逃れた自由ブロック、タキン党の指導者アウンサンを取り込んだことであろう。41年2月には大本営直属の南機関が作られ、ビルマ攻略が本格化した。2月から6月にかけて日本軍はビルマ人青年(彼らは30人の志士として知られる)に軍事訓練を施した。日本軍は本格的なビルマ侵攻に備え、その年の12月、バンコックでビルマ独立義勇軍を編成した。そして43年1月日本軍(第55師団)はビルマ独立義勇軍を前面に押し立てビルマに侵攻し、5月頃までに全ビルマを制圧した。3月にはビルマ総督ドーマン・スミスやサー・ポートゥンらはインドへ亡命した。ビルマを占領した日本軍は8月ビルマ人より成る中央政府をつくり1年間軍政を施いた後、43年8月ビルマの独立を企てた。バモーが国家主席となり民族運動の指導者であるアウンサン、ヌー、タントゥンらも入閣した。しかしこの独立政府は日本軍の傀儡政権に過ぎないことは誰の目にも明らかであった。それゆえこれら民族主義者と日本軍との協力・友好関係は長続きはしなかった。44年8月にはビルマ

国民軍、共産党、ビルマ革命党などの連合によって抗日組織が結成されるが、これがパサパラ、後の反ファシスト自由連盟（AFPFL）である。彼らを利用するつもりでいた日本軍は実は逆に彼らによって利用されていたことを知るのである。この頃になると日本軍の劣勢は明かとなり敗戦は濃厚となってきた。45年にはいると日本軍はイラワディ川会戦で破れ、敗北は決定的なものとなった。3月にはマンダレーが落ち、そしてその4月には日本軍の後押しで成立したバモー独立政府は日本軍の司令部とともにモールメインに逃れた。5月にはランゲーンが英印軍の連合国側におち、ここに再びイギリス軍による軍政が復活するのである。

ビルマはビルマ統治法にもとづき総督の支配に服することになった。10月にはビルマ総督ドーマン・スミスが帰郷し、民政が復活した。日本占領下におけるビルマの大きな変化は抗日闘争を指揮したパサパラがビルマにおける最大の政治勢力として成長していたことである。イギリスの交渉相手はパサパラであり、パサパラの協力なくしてはビルマ統治は行ないえない状況になっていた。だがこうした変化を正しく認識することができなかったスミスはパサパラの協力を取り付けることに失敗し46年6月更迭された。8月末、後任のランス新総督が着任した。着任してまもなくゼネストに見舞われた新総督は事態の収拾のためパサパラの要求に大幅に譲歩し新たな行政参事会の発足を認めた。だがパサパラ内では9月のゼネストの方針、戦術をめぐって対立を深めつつあった社会党⁵⁾と共産党とが新行政参事会のポストの振り分けで再び対立し、共産党の除名に発展した。11月、パサパラは憲法制定のための選挙の実施、独立の実現など4項目からなる要求を行った。この動きを受けてイギリス政府と行政参事会代表との会談が47年1月ロンドンで持たれることになる。会談の結果、ウンサン＝アトリー協定が結ばれ、英連邦の離脱か否かはビルマの選択によること、4月に選挙を実施すること、行政参事会が暫定政府になること、周辺地域のビルマ統合は住民の同意を得ることなどが取り決められた。2月、選挙に先立ってウンサンは少数民族の代表者とパウンロンで会議をもち完全な自治を保障するとともに連邦参加の要請を行なった。4月には選挙が実施され、パサパラは国民の圧倒的な支持を得、ビルマ人に与えられた182議席中173議席を獲得し大勝利を得た。最初の制憲議会は6月に招集されたが、ここでビルマの英連邦からの離脱、連邦共和国としての独立、憲法

の基本原則の承認などの重要事項が決められた。7月、これまで指導的な役割を果たしてきたウンサンが暗殺されパサパラは大きな打撃を受けた。ウンサンの後を引き継いだのがヌーである。ヌーは行政参事会を組閣し、首相として独立の準備を進めた。新憲法草案は9月の制憲議会で採択され、10月にはロンドンで取りきめられた。ヌー＝アトリー協定によって主権の委譲と独立の細目が取り決められた。そして1948年1月4日、ビルマは独立した。

註

- 1) 本節は第1節 注1)に掲げた諸文献により、筆者なりの観点から通史的にまとめたものである。
- 2) 萩原 前掲書 60ページ。
- 3) GCBA 総裁ウ・チ・フライン率いるグループと21人党に分裂した。
- 4) 1931年6月頃ピークに達し、32年4月頃までに完全に鎮圧された。
- 5) ビルマ革命党がその前身である。やがてパサパラの主導権を握る。

結び

イギリスはビルマをインドの一部（一州）として支配した。このことはイギリスのビルマの植民地支配を考える上で決定的な重要性を持っている。イギリスのアジアにおける最大の関心はインドと中国に向けられていたといえよう。なかんずくインドの巨大市場はイギリス産業資本にとって生命線的な重要性をもっていた。ビルマがもともとイギリスの関心を引いたのはそれがインドと中国の結節点に位置していたためである。しかし植民地としての魅力はインドよりもはるかに劣るものであったと言えよう。このことがビルマをインドの一部として便宜的に支配されることになったのであろう。イギリスの意図は費用と人員を節約し、効率的な植民地支配を企図したものであろう。

だがビルマがインドの一州として支配されたことは人種、言語、宗教、文化、経済発展段階等の異なる二つの異質の社会の壁が取り払われたことを意味する。その結果起こったことは膨大な人口を抱えるインドからまさしく経済発展の途上にあり多くの労働力を必要としたビルマへ大量のインド人が移動し、ここにおいて異質の社会集団がいやおうなしに混ざり合うことになったことである。インド人の下ビルマへの大量進出が続き、やがて彼らの社会的影響力と経済力が大きくなるにつれてビルマ人とインド人の対立が深刻になっていく。そしてビルマのインドからの分離が最大の政治問題に発展する。実際に印緬分離が実現するのは1937年4月のことであるがビルマは植民地時代そのために大きなエネルギーを振り向かねばならなかった。そして植民地支配をめぐるビルマとイギリスの矛盾がビルマとインドとの対立にすり替えられ、隠蔽されることになったのである。